パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書の提出を求める請願

令和 6年 3月7日

紹介議員 专表报志

請願第 2 号

盛岡市 議会事務局 -6.3.-7 議第 150 号

## 請願者 住所 岩手県盛岡市 氏名 盛岡を支える市民の会 牧



パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書の提出を求める請願

#### 請願趣旨

世界保健機関(以下「WHO」)では、新型コロナウイルス感染症の経験をふまえて将来の感染症の蔓延に備えるため、WHO 憲章第21条に基づく国際約束である国際保健規則(IHR2005)(以下「国際保健規則」)を改正するとともに、「パンデミックの予防、備え、対応に関するWHO条約、協定その他の国際文書」(以下「パンデミック条約」)を新しく制定する協議が、令和3年12月のWHO総会以降の政府間交渉会議(INB)において、同時並行で進められている。令和6年5月のWHO総会には、パンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案の提出が予定されている。

現在WHOのウェブサイト等で公開されている英文等の草案及び修正案では、

- ・加盟国がWHOの勧告に従うことを予め約束し、WHOの勧告に法的拘束力を持たせる
- ・WHO が国際的なワクチンの配分計画を作成し、加盟国がこれに基づくワクチンの製造や供給を行う
- ・ワクチン等の健康製品の迅速な普及のため、先進国は、途上国に対する経済的、技術的及び人的な提供等の 援助義務を課せられる

以上の内容が含まれており、加盟国の政府の判断がWHOの勧告に拘束され、保健政策に関する国家主権の侵害、 日本国民の基本的人権及び国民生活に重大な影響を及ぼす可能性があることが懸念される。

また第18条に「誤報、偽情報、虚偽のニュースに対抗する。」という文言が有り、WHO や政府の公的見解整合しないものを、一方的に偽情報として言論空間から締め出し、意見、表現の自由が制限されてしまう事が想定される。しかし、日本では、これらの草案の内容や交渉過程が、国民に十分周知されているとは言い難い状況にある。

よって、国におかれては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 現在 WHO 総会で行われているパンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案に関する協議 内容や国民生活への影響等を、分かりやすく周知すること
  - 2 議員、有識者、その他一般国民から意見を聴取する手続を早期に開始すること。
- 3 パンデミック条約及び国際保健規則の改正内容が、国家主権を超えて、日本国民の自由と人権の尊重を侵害しないようにすること。

#### 請願事項

上記内容の通り、地方自治法第99条の規定により、国及び関係機関に対し意見書を提出すること。

令和 6年 3月7日

# パンデミックの予防、備え及び対応(PPR)に関するWHOの新たな法的文書 <u>いわゆる「パンデミック条約」</u>)作成の経緯

2020年 11月

#### G20リヤド・サミット

令和5年9月 外務省国際保健戦略官室

ミシェル欧州理事会議長がパンデミックに関する国際的な条約の必要性に初めて言及。

# 2021年 1月

## WHO執行理事会においてEUが法的拘束力を伴う条約(注1)の策定を提案

- ✓ 従来、保健に関する国際約束としてはWHO憲章の下、国際保健規則(IHR)が存在。同規則の目的は、 国際交通に与える影響を最小限に抑えつつ、疾病の国際的伝播を最大限防止すること。
- ✓ 他方、今回の新型コロナのような状況を念頭に、IHRを補完する形で、将来のパンデミックを予防し、国際的な協力の下、より迅速に対応できるよう、本件条約の策定が提案された。

注1:WHOとしては、たばこ規制枠組条約(2005年発効)に続き、2つ目の条約となる可能性がある。

# 3月 5月

25か国首脳が共同で条約の必要性を訴えた

## 第74回WHO総会

WHO強化作業部会を設置して、パンデミックのPPRに関する条約、協定又はその他の文書を検討し、2021年11月末にWHO特別総会を開催して議論することを決定。

## 2021年11月29日-12月1日 WHO特別総会

- ① 2022年3月1日までに政府間交渉会議(INB)の初回会合を開催する。
- ② INBは新規国際文書の要素を検討し、新規国際文書の形式(条約、協定、規則、その他)を決定する。
- ③ INBは、新規国際文書とIHRの間に重複や矛盾がないよう、WHO強化作業部会と連携する。
- ④ INBは、第76回総会(2023年5月)に進捗状況を報告し、第77回WHO総会(2024年5月)に成果物を提出する。
- ⑤ 加盟国は、部分改正を含めたIHRの強化の議論を継続する。

#### これまでの経緯と今後の見通し(令和5年9月時点) 2022年 2023年 2024年 5月 ~2021年12月 5月 5~8月 9~12月 2023年6月~12月 1~4月 1~4月 1月~3月 第2回WHO特別総会 第150回執行理事会 第152回執行理事会 第154回執行理事会 第75回WHO総会 第 76 第77回WHO総会 W Н 回WHO総会 0 で **ഗ** 動き ,第2回WHO わゆる 第 5 第 7 策定することを決定。法的拘束力を持つ文書 ·特別総会決定 第 8 第 2 第 3 第 4 第 5 第 7 第 9 第6回政府間交渉会議 状況を報告 法的文書の検討の進捗 I 12月1日採択 物を提出法的文書の成果 第1回政府間交渉会議 回政府間交渉再開 回政府間交渉再開会議 起草グル |新たな国際文書の| 回政府間交渉会議 回政府間交渉会議 回政府間交渉会議 回政府間交渉会議 回政府間交渉会議 回政府間交渉会議 回政府間交渉会議 「作成においては、Ⅰ パンデミック条約 国際保健規則 共同議長·副議長 (IHR)の部分改正 の選出 ープ会議 を含めたIHRの実 (日本からも副議長 ▮施と強化に関する に就任) I 作業との間の一貫 ■性と補完性を考慮 会議 」する 5/31 第75回WHO IHR第59 改正パッケージを採択 総会において IHR第59条改正の発効 局長へ報告書を提出 HR検証委員会は事務 パッケージ案提出執行理事会にて改正 IHR検証委員会開催 第 4 第6回IHR作業部会 第2回IHR作業部 第5回IHR作業部会 第1回IHR作業部 第3回IHR作業部会 IHR第59条改 第1~9回WHO強化作業部会 正案を採択し 回IHR作業部会 Н IHR部分改正 R 案を検討する 改正 第1~10回非公式協議 ことを決定 各国よりIHR部分改正案を提出